

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

9月30日発行

Vol.515

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



9/28 火

福島県HPから

福島県まん延防止等重点措置の解除について

政府において、福島県のまん延防止等重点措置を9月30日に解除することが決定されました。

これを受け、いわき市におけるまん延防止等重点措置の適用期間を9月30日までとし、10月1日からは、他の58市町村と同様に、基本的な感染防止対策の徹底をお願いしますこととします。

本県のまん延防止等重点措置が今月末で解除となります



👉 7ページをご覧ください。

目次

●被災自治体News

南相馬市	2
浪江町	3
福島県	7

●福島県復興公営住宅入居支援センター

・令和3年度第4回入居者募集	9
----------------	---

●新潟県精神保健福祉協会

・アンケート調査へのご協力をお願い	15
-------------------	----

●東京電力ホールディングス

・個人さまに対する請求書類「一時立入、検査受診等にもなう移動費用の賠償」の発送について	16
---	----

●交流ルームひばり通信

・渡邊幸藏さんから お米を頂戴しました	17
・10月の「ひばり」	18



南相馬市からのお知らせ

令和3年度南相馬市職員（任期付職員 行政事務）を募集します

（11/1・12/1採用）

9月27日HP更新

市では第2期復興・創生期間において、復興・再生に向けた取組を着実に推進し、新たな課題にも柔軟かつスピード感をもって対応していくため、任期付職員を募集します。

募集職種・受付期限

募集職種	採用予定人数	採用予定日	受付期限
行政事務	5人程度	11月1日(月)または12月1日(水)	10月8日(金)

注意 受験申し込みは「マイナポータル ぴったりサービス」から電子申請によるものとし、10月8日(金)午後5時15分までに申請を終えたものまでとなります。

受験案内

▶ 受験案内（任期付職員 行政事務）

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/2/2021ninnkitsuki0309.pdf>



受験資格

年齢要件、資格要件なし

注意 普通自動車運転免許およびパソコン操作技能は必須

試験日・試験会場

試験日	試験会場
10月17日(日) 10月18日(月)	南相馬市役所（南相馬市原町区本町2-27）

受験申し込み

南相馬市職員採用試験電子申請案内のページの指示に従い、「マイナポータル ぴったりサービス」から申し込んでください。

▶ 南相馬市職員採用試験電子申請案内

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/11/1120/11203/3/2/shinsei.html>



問い合わせ

総務部 総務課 人事給与係

TEL 0244-24-5222



浪江町からのお知らせ

マイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります

9月29日HP更新

一部の医療機関でマイナンバーカードの健康保険証利用が始まります

保険医療機関の受付でマイナンバーカードをカードリーダーにかざすだけで、健康保険証として利用できるようになります。

※ 機器の準備事情により、利用できない医療機関があります。

注意 一部負担金の免除を受けるには、マイナンバーカードにあわせて一部負担金免除証明書も提示する必要があります。

利用できる医療機関には、目印としてステッカー、ポスターが掲示されています。



(ステッカー)



(ポスター)

▶ 利用可能な医療機関の一覧（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html



健康保険証として利用するメリット

1. 健康保険証としてずっと使える

就職や転職、引越しをした場合でも、健康保険切替え手続き後、健康保険証が手元に届くの待たずに受診することができます。

注意 マイナンバーカードの「電子証明書」に新しい健康保険情報が連携されるまでに数日かかる場合があります。

次ページへ続きます

2. 医療機関・薬局等への各種証の提示が不要になる

マイナンバーカードを健康保険証として使うことで、「高齢受給者証」や、高額療養費の「限度額適用認定証」などを医療機関等に提示する必要がなくなります。

注意 一部負担金の免除や、市町村独自の医療費助成等（例：子ども医療費受給資格証、ひとり親家庭医療費受給資格者証、重度心身障がい者医療費受給者証、自立支援医療費（精神通院医療・更生医療・育成医療）受給者証など）については、引き続き、証の提示が必要となります。

3. 健康管理を行う上で便利に

マイナポータルで、自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになります。本人の同意のもと、医師や歯科医師がオンラインで薬剤情報や特定健診情報を確認できるなど、より多くの情報をもとに、適切な診療や服薬管理が可能となります。

4. 確定申告の医療費控除が簡単に

令和3年分の所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費情報を自動入力することができるようになる予定です。

▶ 詳しくはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000577618.pdf>



利用申し込み方法

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、マイナポータルで初回登録が必要です。

■申し込みに必要なもの

1. 利用者本人のマイナンバーカード
2. マイナンバーカードに設定した数字4けたの暗証番号
3. マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン
(パソコンとICカードリーダーでも可)
4. アプリ「マイナポータルAP」のインストール

■申し込み手順

1. 専用ホームページ「マイナポータル」にアクセス
https://myna.go.jp/SCK0101_01_001/SCK0101_01_001_InitDiscsys.form
2. 「健康保険証利用の申込」の「利用を申し込む」をクリック
3. 利用規約等を確認し、同意する。
4. 数字4けたの暗証番号を入力し、マイナンバーカードにスマートフォンをかざし、読み取り開始ボタンを押す。
5. 申込完了



次ページへ続きます 

パソコンで申し込む方はこちらの動画を再生してください

▶【パソコン篇】マイナンバーカードの健康保険証利用の申込方法の手順

<https://youtu.be/RYQeUeTXZ20>



よくあるご質問

Q:マイナンバーカードを登録すれば、健康保険証がなくても医療機関等で受診できますか？

A：オンライン資格確認が導入されている医療機関・薬局では、マイナンバーカードを登録すれば、健康保険証がなくても受診できます。ただし、オンライン資格確認が導入されていない医療機関・薬局では、引き続き健康保険証の提示が必要です。

Q:登録したら、健康保険証では受診できなくなりますか？

A：従来どおり、健康保険証で受診することができます。

Q:登録したら、健康保険の種類が変わった時の手続きは不要になりますか？

A：従来どおり、健康保険の異動届等の手続きは必要です。ただし、異動届等のお手続きが完了次第、新しい保険証が届く前に、マイナンバーカードを利用して受診することができます。

Q:一部負担金免除証明書は不要になりますか？

A：マイナンバーカードの登録情報には、一部負担金免除証や、子ども医療などの公費負担の情報などは登録されないため、窓口で免除を受けるためには、引き続き証明書が必要になります。

その他の質問については、マイナポータルサイト内FAQをご覧ください。

▶マイナポータルサイト内FAQ

https://faq.myna.go.jp/category/show/107?site_domain=default



問い合わせ

健康保険課 国保年金係

TEL 0240-34-0242

浪江町Facebook「つながろう なみえ」から

晴れ渡る空のもと、筋肉自慢たちが競い合いました

9月19日、福島で一番のマッスルを決める大会「福島ッスル」が道の駅なみえで開催されました。

「福島ッスル」に参加した約30人が、自慢の筋肉を使ってさまざまな競技に挑戦！浪江町の「鈴木酒造店」が提供した約20キロの酒だるを頭の上まで持ち上げたり、町内で米作りをしている「舞台ファーム」が提供した米袋30キロを担いでダッシュしたり、日産リーフをロープで引っ張ったり、町に関わりのある企業の協力のもと熱い戦いが繰り広げられました。

ミドル級で優勝したのは浪江町役場の長原さん、ヘビー級で優勝したのは浪江消防署葛尾出張所勤務の黒木さん。

事務局も務めた長原さんは「怪我や事故なく開催できてよかった。来年の春に“第2回福島ッスル”を開催したいと考えているので、たくさんのマッスルたちに参加してもらい、一緒に町を盛り上げていきたい！」と、次回への意気込みを語ってくれました。



立野に広がるそばの花絨毯

夏にはひまわり畑が見ごろを迎えていた、立野地区。現在は、近くの農地でそばの花畑が見ごろを迎えています。

こちらは、元々田畑として使われた農地。震災後、復興組合による保全管理が行われてきましたが、人々に癒しを与える場所を作りたいという立野地区の人たちの想いからこの景色が誕生しました。





福島県からのお知らせ

【新型コロナ】9月28日（火）知事メッセージ

9月28日HP更新

全国的に1日当たりの新規感染者数が減少傾向にあり、各都道府県の感染状況を示す各種指標も改善傾向にあることなどを踏まえ、本日、政府において、19都道府県の緊急事態宣言及び福島県を含む8県のまん延防止等重点措置について、9月30日をもって全て解除することを決定いたしました。

本県においても、ここ1週間における1日当たりの新規感染者数は連日10人以下となっており、感染状況を示す指標全てでステージ2の状態が続いております。

また、県内で唯一、まん延防止等重点措置を適用しているいわき市につきましても、「人口10万人当たりの1週間の新規陽性者数」の減少傾向が続き、27日現在で5.0人と、ステージ2の状態にあります。

こうしたことから、いわき市における、まん延防止等重点措置の適用期間を9月30日までとし、10月1日からは、他の58市町村と同様に、基本的な感染防止対策の徹底をお願いすることとします。

本県のまん延防止等重点措置が今月末で解除となります



しかし、今回の解除をもって、県内の感染リスクがなくなり、従前のような日常生活が送れる状態になったわけではありません。

県民の皆様におかれましては、決して気を緩めることなく、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

次ページへ続きます

10月1日から、県全域が基本対策へと移行します。デルタ株の脅威が身近にある中、感染の再拡大、リバウンドを防ぐためにも、引き続き、感染拡大防止のための基本対策の徹底に御協力をお願いします。

外出や会話をする際には必ずマスクを着用してください。マスクは正しく着用するとともに、不織布マスクなど感染防止に効果の高いマスクの着用を推奨します。

また、こまめな手洗いや手指消毒、換気を徹底してください。

少しでも体調が悪い時は、無理に登校や出勤はせずに、早めに医療機関を受診してください。

飲食店を利用される際は、感染防止対策を徹底し、少人数・短時間で、いつも一緒におられる方をお願いします。感染対策の徹底された「ふくしま感染防止対策認定店」を利用するなど、一層の感染拡大防止に向けた御協力をお願いいたします。

また、感染が拡大しているような地域との不要不急の往来は控えていただくとともに、接種の順番を迎えられた際には、ワクチンの接種をお願いします。ワクチンを接種したとしても感染リスクはゼロにはならないことを念頭に、接種後も基本対策を徹底していただき、「うつさない」、「うつらない」行動をお願いします。

本県では、7月下旬以降、これまで経験したことがないスピードで感染が拡大し、8月11日には1日当たりの新規感染者数が過去最多の230人を記録しました。

その前後にも100名以上の感染者が確認され、第5波は県内の医療提供体制を極めて深刻な状況にまでひっ迫させましたが、県民の皆様、事業者の皆様、医療従事者の皆様など、多くの方々の御理解と御協力により、ここまで改善させることができました。改めて深く感謝を申し上げます。

しかし、感染力の強いデルタ株は決して油断できず、感染拡大の波は繰り返しやってくると言われています。

今後、感染の再拡大、リバウンドが起きないようにすること、また、次の感染拡大の波が大きくなるようにすることが極めて大切です。

今後も気を緩めることなく、お一人お一人が「うつさない」、「うつらない」行動を心がけていただくとともに、御家族やお友だち、職場などで感染防止対策の声かけを行っていただくなど、県民、事業者、行政が一丸となって、感染防止対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

※一部省略しました。

問い合わせ

保健福祉部 地域医療課

TEL 024-521-7238



令和3年度第4回 入居者募集のお知らせ (令和3年12月以降入居予定)

■募集期間

10月1日(金)～10月12日(火)必着

■募集対象

1. 平成23年3月11日時点において、田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村に居住していた方で、次に該当する方
 - ・現在も避難指示が継続している区域に居住していた方（居住制限者）
 - ・避難指示が解除された区域に居住していた方で、現在、住宅に困窮している方（旧居住制限者）
2. 東日本大震災において被災・避難した次に該当する方で、現在、住宅に困窮している方
 - ・地震・津波により住宅を失った方（地震・津波被災者）
 - ・平成23年3月11日時点で中通り、浜通り（避難指示が継続している区域を除く）に居住していた方（子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」）

■注意事項

- ・第2希望の団地まで申し込みできます。
- ・優先住宅(車いす対応住宅も含む)は、集合住宅1階部分の住戸であり、優先世帯(60歳以上の高齢者、障がい者、要介護者を含む世帯)に限り申し込みができます。
- ・入居後の復興公営住宅間の住み替えは、世帯人数が増減した場合、身体の機能上の制限を受ける者となった場合、介護が必要となった場合など、一定の理由がある場合に可能ですので、ご相談ください。
- ・第1・第2希望の両方とも落選された方には、意向を伺い、空いている住戸をご案内する場合があります。なお、第2希望の団地の記載がなかった方には、ご案内は行いません。
- ・補欠として登録されている方も応募できますが、当選した場合は、補欠の権利は無効となりますので、ご了承ください。
- ・ペット可の住戸において室内飼育をした場合、ペットによる室内の汚損や破損の程度により、退去時に修繕費用が高額となる場合がありますのでご注意ください。

※募集対象「1」の方

応募者多数の場合、「避難指示が継続している地区に居住していた方」から先に抽選します。

次ページへ続きます

■募集団地

※ 募集対象「1」（居住制限者、旧居住制限者）と、募集対象「2」（地震・津波被災者および支援対象避難者）を対象とした募集団地は、それぞれ別の一覧表となります。

●居住制限者、旧居住制限者を対象とした募集団地

所在地	団地名	建設年度	災害リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数
福島市	北信	H26	-	集合住宅	優先住宅(車いす)	3LDK	1
	笹谷	H26	-	集合住宅	一般住宅	3LDK	3
	飯坂	H27	-	集合住宅	優先住宅	3LDK	3
					一般住宅	2LDK	2
						3LDK	3
	北中央	H28	内水	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
					一般住宅	3LDK	1
	北沢又(ペット可)	H28	-	2戸1棟(2階建)	一般住宅	2LDK	3
	北沢又	H28~H30	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	4
						3LDK	3
					優先住宅(車いす)	3LDK	1
					一般住宅	2LDK	4
二本松市	根柄山(ペット可)	H28	-	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	5
				または 2戸1棟(平屋)			
				2戸1棟(2階建)			
	石倉	H28~H29	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
						3LDK	3
					優先住宅(車いす)	3LDK	2
					一般住宅	2LDK	3
						3LDK	12
	若宮	H29	-	集合住宅	一般住宅	3LDK	2
	表(ペット可)	H29	土砂災害	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
						3LDK	2
					優先住宅(車いす)	3LDK	1
					一般住宅	2LDK	7
川俣町	壁沢(ペット可)	H28	-	2戸1棟(平屋)	優先住宅	2LDK	1
				2戸1棟(2階建)	一般住宅	2LDK	6
						3LDK	7
郡山市	柴宮	H26	-	集合住宅57号棟	優先住宅	2LDK	2
					一般住宅	3LDK	3
		H27	-	集合住宅58・59号棟	優先住宅	2LDK	1
					一般住宅	2LDK	1
	日和田	H26	-	集合住宅		3LDK	1
					優先住宅	2LDK	2
					一般住宅	3LDK	1

次ページへ続きます 

所在地	団地名	建設年度	災害 リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集 戸数
郡山市	富田	H26～H27	-	集合住宅 1～3号棟	優先住宅	2LDK	3
					一般住宅	3LDK	2
				集合住宅 4号棟	優先住宅(車いす)	3LDK	1
					一般住宅	2LDK 3LDK	2 1
	八山田	H26～H27	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
					一般住宅	3LDK	2
	東原	H26～H27	-	集合住宅 1・2号棟	優先住宅	2LDK	4
					一般住宅	3LDK	2
	安積	H27	-	集合住宅	一般住宅	2LDK 3LDK	1 2
	鶴見坦	H27	-	集合住宅	優先住宅	3LDK	1
田村市	石崎南 (ペット可)	H28	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	1
				2戸1棟(2階建)	一般住宅	3LDK	4
				2戸1棟(2階建)	一般住宅	3LDK	3
三春町	平沢 (ペット可)	H28	-	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	2
				戸建て(2階建)	一般住宅	3LDK	2
白河市	南湖南 (ペット可)	H28	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	3
会津 若松市	古川町	H26	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	3
					一般住宅	3LDK	6
	年貢町	H27	-	集合住宅	一般住宅	3LDK	10
				集合住宅 (メゾネット)	優先住宅	3LDK	1
	白虎 (ペット可)	H27	-	戸建て(2階建)	一般住宅	2LDK	1
					一般住宅	3LDK	4
南相馬市	北原	H28	-	集合住宅	優先住宅	2LDK 3LDK	1 3
					優先住宅(車いす)	3LDK	1
					一般住宅	2LDK 3LDK	5 10
					一般住宅	3LDK	10
	上町	H28	-	集合住宅	優先住宅	2LDK 3LDK	3 2
					優先住宅(車いす)	3LDK	1
					一般住宅	2LDK 3LDK	4 4
					一般住宅	3LDK	4
	南町	H28	-	集合住宅	優先住宅	3LDK	1
					一般住宅	2LDK	1
					一般住宅	3LDK	12

次ページへ続きます 

所在地	団地名	建設年度	災害 リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集 戸数
南相馬市	牛越	H28～H29	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
						3LDK	7
					優先住宅(車いす)	3LDK	2
					一般住宅	2LDK	4
						3LDK	20
広野町	下北迫 (ペット可)	H29	-	2戸1棟(2階建)	一般住宅	3LDK	1
いわき市	湯長谷	H26	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
					一般住宅	3LDK	5
	下神白	H26	津波	集合住宅	優先住宅	3LDK	1
					一般住宅	2LDK	5
						3LDK	6
	宮沢	H28	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
					優先住宅(車いす)	3LDK	1
					一般住宅	2LDK	4
						3LDK	7
	大原	H28	津波	集合住宅	一般住宅	2LDK	2
						3LDK	2
	関船	H27	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
						3LDK	2
					優先住宅(車いす)	3LDK	1
	高萩 (ペット可)	H28	洪水	2戸1棟(平屋)	優先住宅(車いす)	2LDK	1
				戸建て(平屋) または 2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	2
				戸建て(2階建) または 2戸1棟(2階建)			
					一般住宅	3LDK	10
	四ツ倉	H29	洪水	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
						3LDK	2
					優先住宅(車いす)	3LDK	1
					一般住宅	2LDK	1
						3LDK	9
	下矢田	H29	-	集合住宅	優先住宅(車いす)	3LDK	1
	中原 (ペット可)	H28	洪水 津波	集合住宅 1～3号棟	優先住宅	2LDK	1
						3LDK	1
					優先住宅(車いす)	3LDK	1
	中原	H28	洪水 津波	集合住宅 4～7号棟	一般住宅	3LDK	1
						2LDK	3
					一般住宅	2LDK	2
	北好間	H29	洪水	集合住宅 4・7～16号棟	優先住宅	3LDK	1
					優先住宅(車いす)	3LDK	1
					一般住宅	2LDK	1
						3LDK	2

次ページへ続きます 

所在地	団地名	建設年度	災害 リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集 戸数
いわき市	勿来酒井	H29	-	集合住宅 2～4号棟	優先住宅	2LDK	1
						3LDK	1
					優先住宅(車いす)	3LDK	1
					一般住宅	2LDK	2
						3LDK	3
				集合住宅 (木造長屋) 5・6号棟	優先住宅	2LDK	2
	泉本谷	H29	土砂 災害	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
						3LDK	3
					優先住宅(車いす)	3LDK	2
					一般住宅	2LDK	2
						3LDK	5
	磐崎	H29	洪水	集合住宅	優先住宅	3LDK	2
					優先住宅(車いす)	3LDK	1
					一般住宅	2LDK	1
						3LDK	4
	平赤井	H29	洪水	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
						3LDK	5
					優先住宅(車いす)	3LDK	1
					一般住宅	2LDK	1
						3LDK	3

●「地震・津波被災者」および子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」を対象とした募集団地

所在地	団地名	建設年度	災害 リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集 戸数
福島市	北沢又	H28～H30	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	3
						3LDK	6
					一般住宅	2LDK	1
						3LDK	6
二本松市	石倉	H28～H29	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
						3LDK	2
					一般住宅	2LDK	1
						3LDK	13
南相馬市	北原	H28	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	5
						3LDK	2
					一般住宅	2LDK	4
						3LDK	10
	上町	H28	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	3
						3LDK	1
					優先住宅(車いす)	3LDK	1
					一般住宅	2LDK	2
						3LDK	4

次ページへ続きます 

所在地	団地名	建設年度	災害 リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集 戸数
南相馬市	南町	H28	-	集合住宅	優先住宅	3LDK	1
					優先住宅(車いす)	3LDK	1
					一般住宅	3LDK	13
	牛越	H28～H29	-	集合住宅	優先住宅	3LDK	5
					一般住宅	2LDK 3LDK	1 22
いわき市	下神白	H26	津波	集合住宅	一般住宅	2LDK 3LDK	9 2
	中原	H28	洪水 津波	集合住宅 4～7号棟	優先住宅	3LDK	3
	勿来酒井	H29	-	集合住宅 2～4号棟	一般住宅	3LDK	2
				集合住宅 (木造長屋) 5・6号棟	優先住宅	2LDK	2
	北好間 (ペット可)	H29	洪水	集合住宅 1～3・5・6号棟	優先住宅	2LDK 3LDK	5 1
					一般住宅	3LDK	2
	北好間	H29	洪水	集合住宅 4・7～16号棟	優先住宅	2LDK	3
	泉本谷	H29	土砂 災害	集合住宅	優先住宅	2LDK 3LDK	6 5
					優先住宅	2LDK 3LDK	3 5
	平赤井	H29	洪水	集合住宅	優先住宅	2LDK 3LDK	3 5
					一般住宅	3LDK	1

※「災害リスク」欄は、市町村が定めるハザードマップなどに基づき、県が現時点で把握している情報を記載しています。リスクの程度などは下の表で確認ください。

詳細については、各市町村の防災担当課へお問い合わせください。

管内	団地名	洪水	内水	津波	土砂災害
県北	表				警戒区域
	北中央		0.2m未満		
相双	西町	0.5m～1.0m未満			
いわき	下神白			2m未満	
	平赤井	5.0m～10m未満			
	泉本谷				警戒区域
	北好間	5.0m～10m未満 ※家屋倒壊等 はん濫想定区域			
	中原	0.5m未満		0.3m～2m未満	
	磐崎	0.5m未満			
	家ノ前	3.0m未満			
	高萩	3.0m未満			
	大原			1m未満	
	四ツ倉	3.0m未満			

※「土砂災害」とは、土砂災害警戒区域内にある住戸であること、「津波」とは、津波災害警戒区域内にある住戸であること、「洪水」「内水」とは、ハザードマップにおける浸水想定区域内にある住戸であることをそれぞれ指しています。

次ページへ続きます 

■入居申込書と記入例

- ▶ 居住制限者用（現在も避難指示が継続している区域に居住していた方）

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%2871%29.pdf>



- ▶ 旧居住制限者用（避難指示が解除された区域に居住していた方）

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%2873%29.pdf>



- ▶ 地震・津波被災者用（地震・津波により住宅を失った方）

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%2877%29.pdf>



- ▶ 支援対象避難者用（平成23年3月11日時点で中通り、浜通り（避難指示が継続している区域を除く）に居住していた方）

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%2878%29.pdf>



お問い合わせ

福島県復興公営住宅入居支援センター

受付時間 8:30～17:15（土日、祝日を除く）

専用ダイヤル

☎024-522-3320

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館7階

新潟県精神保健福祉協会 ふくしま支援者サポート事業

アンケート調査へのご協力をお願い

福島県から「福島県外避難者心のケア事業」の委託を受けて相談業務を行っている新潟県精神保健福祉協会から、避難生活に関するアンケート調査の協力依頼を受け、今回、浜通り×さんじょうライフとともに、アンケート調査用紙一式が入った封筒を配布させていただきました。

ご協力くださいますようお願いいたします。

【今回お配りした封筒の内容】

- ・「アンケート調査のお願いについて」
- ・アンケート用紙
- ・返信用封筒
- ・記入用ボールペン（返却不要）
- ・不織布マスク（アンケートご協力へのお礼）

10/20までに、郵便で返送していただくか、浜通り×さんじょうライフ配布の際にお渡しください。

※アンケートについての問い合わせ先
新潟県精神保健福祉協会
TEL 025-285-5533

個人さまに対する請求書類 「一時立入、検査受診等にもなう 移動費用の賠償」の発送について

9月27日

「一時立入、検査受診等にもなう移動費用の賠償」につきまして、以下のとおりご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。（概要については2018年3月26日お知らせ済み）

- ・ご請求対象期間：2021年7月1日から2021年9月30日まで（原則3カ月単位）
- ・ご請求受付開始：2021年10月1日

費用をご負担された事実が確認できる証明書類のご提出は、原則、必要となりますが（2018年3月26日ご案内済み）、高速道路や公共交通機関をご利用の場合、一般的に費用をご負担された事実が確認できる証明書類※を得られることから、2021年4月以降に発生した費用のご請求（原則3カ月単位）にあたっては、原則、費用をご負担された事実が確認できる証明書類※のご提出が必要となります。

そのため、これらの証明書類については、ご請求いただくまでの間、大切に保管いただきますようお願いいたします。

なお、ご提出いただいた証明書類やご請求書類に記載いただいた内容について当社から問い合わせをさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

（※）①高速道路をご利用の場合：利用証明書（領収書）やETC利用明細書など

②公共交通機関（例：新幹線・特急、高速バスなど）をご利用の場合：
領収書やICカード利用明細書など

なお、やむを得ない理由により、上記以外にも損害の継続を余儀なくされている方につきましては、別途、ご事情をお伺いさせていただきますので、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

問い合わせ

＜原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先＞
福島原子力補償相談室（コールセンター）



0120-926-404

午前9時～午後7時（月～金（除く休祝日））

午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

渡邊幸藏さんからお米を頂戴しました

下田の渡邊幸藏さんから、今回もお米をいただきました。

いつも避難者のことを気にかけてくださり、大変ありがたく、感謝申し上げます。

お米の配布は下記のとおり行いますので、期間内に引換券を「ひばり」までお持ちください。



※写真撮影の間だけマスクをはずしていただきました。

配布期間 **10月6日(水)～13日(水)**

配布場所 交流ルーム「ひばり」
※交流ルーム「ひばり」の開設日・時間は、裏表紙カレンダーで確認ください。

対象 家族1人につき 1袋(5kg)

★★★★ お願い ★★★★★

お越しの際は、
マスク着用をお忘れなく!!

また、お子さんは
お連れにならないでください。

※申し訳ございませんが、お届けはできません。

※期間内に受け取れない場合は、交流ルーム「ひばり」までご相談ください。

※ご連絡がないまま期限を過ぎてしまったお米は、適切な方法で有効に使わせていただきますので、ご了承ください。

今週号と一緒に
お配りした引換券を
必ずご持参ください。

お米引換券

※お米は、ご家族1人につき1袋(5kg)です。
※期間内に受け取れない場合は、交流ルーム「ひばり」までご相談ください。
※ご連絡がないまま期限を過ぎてしまったお米は、適切な方法で有効に使わせていただきますので、ご了承ください。

引換期間内にお越しください。

●引換期間 **10月6日(水)～10月13日(水)**
【注意】交流ルーム「ひばり」の開設時間は、浜通り×さんじょうライフ裏表紙のカレンダーでご確認ください。

●受取場所 交流ルーム「ひばり」(三条市総合福祉センター内)

この引換券を必ずご持参ください。

交流ルーム「ひばり」
TEL 0256-33-8650

問い合わせ 交流ルーム「ひばり」 TEL 0256-33-8650

10月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み
3	4	5	6	7	8	9
ひばり休み	ひばり休み	ひばり休み		ひばり休み	ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み
10	11	12	13	14	15	16
	ひばり休み	ひばり休み		ひばり休み	ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み

問い合わせ

交流ルーム ひばり

(総合福祉センター内)

運営：さんじょうふくしま「結」の会

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開設時間] 日・水 午前10時～午後1時

※さんじょうふくしま「結」の会

避難者と三条市のボランティアの有志で組織している団体で、「交流ルームひばり」の運営を無償で行っています。「交流ルームひばり」へお気軽にお立ち寄りください。



新潟県

新型コロナウイルス感染症

警報

注意報

新しい
生活様式

新型コロナウイルス

早めの電話相談、早めの受診

◆かぜ症状（発熱、せき、のどの痛み等）

◆息苦しさやだるさなど、
普段と異なる症状

【新型コロナ受診・相談センター窓口】

☎ 025-256-8275

※毎日24時間対応（土日・祝日含む）

三条市に避難している
世帯数と人数(2021.9.30現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	15	37
原町区	4	4
南相馬市 計	19	41
浪江町	3	10
双葉町	1	3
郡山市	5	9
合 計	28	63

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511